

函館市の介護予防・日常生活支援総合事業実施方針（案）

1 事業の趣旨

すべての団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、第6期函館市介護保険事業計画に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。）を実施する。

2 実施時期

平成29年4月1日

3 実施方針

地域の実情に応じた多様な提供主体による生活支援・介護予防サービスの充実を図り、地域住民の主体的な社会参加の促進と支え合いによる地域づくりを推進するとともに、効率的な費用配分により、介護保険制度の安定的・継続的な運営を図ることを目的として、以下の実施方針に沿って新しい総合事業を実施する。

● 介護予防・生活支援サービス事業

ア 現行相当の訪問・通所サービス

新しい総合事業への移行を円滑に行うため、原則として現行どおりの人員・設備・運営基準、費用額および利用者負担で移行する。

イ 現行相当以外の訪問・通所サービス

基準緩和型サービスを実施し、多様化を目指す。

ウ その他の生活支援サービス

現行事業の組替えの検討のほか、既存の民間サービスやインフォーマルサービスを活用・活性化することにより、多様なサービスの提供体制の構築を図る。

エ 介護予防ケアマネジメント

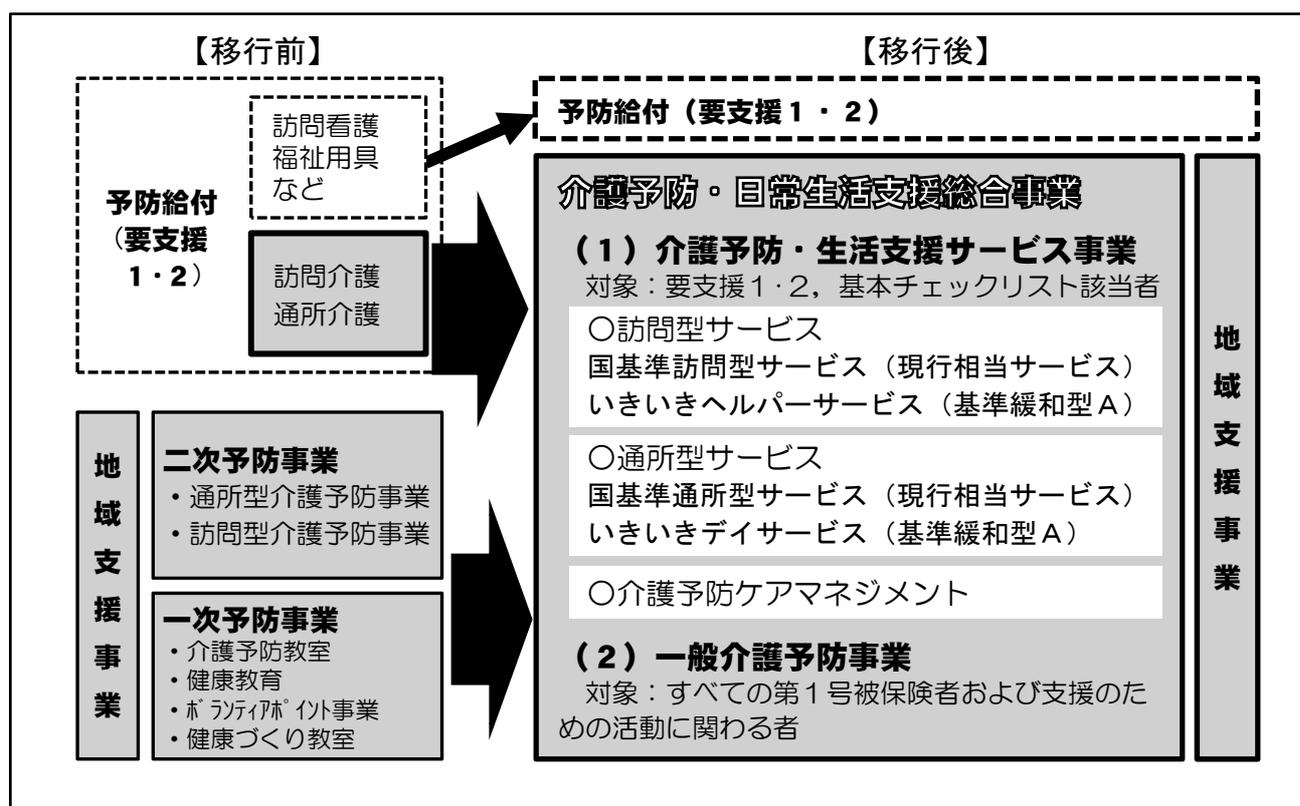
多職種連携の推進等によりアセスメントや介護予防ケアマネジメントの適切な実施を図り、効果的・効率的なサービス利用を促進する。

● 一般介護予防事業

ア 介護予防に資する多様な住民主体の地域支援活動の育成・支援を行うことにより高齢者の社会参加を推進するとともに、介護予防について普及・啓発を図る。

4 事業の内容

● 新しい総合事業の構成



(1) 介護予防・生活支援サービス事業

● 対象者

要支援認定者および基本チェックリストで判定された事業対象者

● サービス内容

| 訪問型サービス | | |
|---------|--|---|
| サービス種別 | 国基準訪問型サービス (現行の予防訪問相当) | いきいきヘルパーサービス (独自基準訪問型サービス：基準緩和型A) |
| サービス内容 | 訪問介護員による身体介護および生活援助 | 訪問介護員および一定の研修を受けた元気高齢者等による生活援助 |
| 利用者の状態像 | ①すでにサービスを利用しており、継続利用が必要な方 ②身体機能や認知機能の低下等があり、身体介護等の専門的支援を必要とする方 | 身体介護は必要としないが、身の回りの家事等を行うことが困難で支援を必要とする方 |
| 利用者負担 | 介護保険負担割合証の割合 | 介護保険負担割合証の割合 |
| 実施方法 | 事業者指定 | 事業者指定 |
| 費用の考え方 | ●現行の報酬体系どおり ・週1回程度 1,168単位/月 ・週2回程度 2,335単位/月 ・週3回程度 3,704単位/月 ・初回加算, 生活機能向上連携加算 等 | ●1回当たりの単価を設定 ●利用者負担は定率 (負担割合証の割合) ●1回60分まで, 週2回まで利用可能 ●加算は初回加算のみ設定 |
| 基準 | 予防訪問と同じ (実施要綱で規定) | 緩和した基準 (実施要綱で規定) |
| 備考 | ・「一定の研修」はヘルパー3級に準じる内容で市が実施する予定 | |

| 通所型サービス | | |
|---------|---|---|
| サービス種別 | 国基準通所型サービス (現行の予防通所相当) | いきいきデイサービス (独自基準通所型サービス：基準緩和型A) |
| サービス内容 | 生活機能の維持または向上のための日常生活上の支援および機能訓練 | 生活機能の維持・改善および閉じこもりの予防のための短時間の機能訓練やレクリエーション |
| 利用者の状態像 | ①すでにサービスを利用しており、継続利用が必要な方 ②身体機能や認知機能の低下等があり、機能訓練等の専門的支援を必要とする方 | ①機能訓練により生活機能の維持・改善が見込まれる方や閉じこもり傾向にある方 ②入浴・食事提供の必要がない方 |
| 利用者負担 | 介護保険負担割合証の割合 | 介護保険負担割合証の割合 |
| 実施方法 | 事業者指定 | 事業者指定 |
| 費用の考え方 | ●現行の報酬体系どおり（月定額制） ・要支援1 1,647単位/月 ・要支援2 3,377単位/月 ・生活機能向上グループ加 240単位/月 ・運動器機能向上加算 225単位/月 他 | ●1回当たりの単価を設定 ●短時間のサービス提供を基本とする。 ●利用者負担は定率（負担割合証の割合） ●週1回までの利用とし、入浴・食事の提供は行わない。 ●送迎は別途加算 |
| 基準 | 予防通所と同様（実施要綱で規定） | 緩和した基準（実施要綱で規定） |
| 備考 | ・独自加算の設定を検討 | |

※訪問・通所型サービス共通事項

- ・いずれのサービスも給付管理の対象となる。
- ・基本チェックリストで判定された事業対象者の利用限度額は、原則として要支援1の金額（月額50,030円）とする。
- ・高額介護予防サービス費相当事業および高額医療合算介護予防サービス費相当事業を実施する。

| 介護予防ケアマネジメント | | |
|--------------|---|--|
| 種別 | ケアマネジメントA（原則的） | ケアマネジメントC（初回のみ） |
| 内容 | 利用者の介護予防および自立支援を目的として、心身その他の状況に応じて、本人の選択により適切なサービスが提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。 | |
| 対象者 | ①指定事業所のサービスを利用する方 ②その他地域包括支援センターが必要と判断する方 | マネジメントの結果、指定事業所以外のサービスや一般介護予防事業、インフォর্মールサービス等を利用する方 |
| 実施方法 | アセスメント→担当者会議→ケアプラン作成→モニタリング（給付管理） | アセスメント→ケアマネジメント結果（初回のみ実施） |
| 費用の考え方 | ●基本単価は現行予防支援費（430単位）どおり ●初回加算等を設定予定 | ●基本単価は現行予防支援費未満の金額で検討 ●加算は設定しない |
| 利用者負担 | なし | なし |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務は地域包括支援センターに委託 ・包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託可 ・ケアマネジメントAについて、独自加算の設定を検討 | |

(2) 一般介護予防事業

● 対象者

すべての第1号被保険者および支援のための活動に関わる者

● 事業内容

| 一般介護予防事業 | | | | |
|----------|-------------------------------------|--------------------------------------|--|--|
| 種別 | 介護予防把握事業 | 介護予防普及啓発事業 | 地域介護予防活動支援事業 | 地域リハビリテーション活動支援事業 |
| 内容 | 閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげる。 | 介護予防に関する知識や活動の普及・啓発を行う。 | 地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う | ケアマネジメントや住民主体の活動へのリハビリテーション専門職等の関与を促進し、地域における介護予防の取組みの機能強化を図る。 |
| 実施方法 | ・包括支援センターで実施している実態把握業務等を活用して実施 | ・既存事業（介護予防教室、健康教育）の継続・発展 ・新規事業の実施 | ・既存事業（ボランティアポイント事業、健康づくり教室等）の継続・発展 ・住民主体の活動（通いの場）等の支援 | ・ケアマネジメント支援 ・研修等による介護予防の普及啓発 |

※一般介護予防事業評価事業はアウトカム指標等による評価を行う。